

別表

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
1 産地連携サプライチェーン推進事業	複数産地が連携した新たなサプライチェーンを構築するための取組に要する経費を助成する。	産地連携構想の策定主体である協議会、又はその構成員である以下の者  1 農業協同組合 2 農業生産組織 <sup>1)</sup> 3 農地所有適格法人 <sup>2)</sup> 4 認定農業者 <sup>3)</sup> 5 実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体 <sup>3)</sup> 6 全国農業協同組合連合会栃木県本部	以下の要件を全て満たすものであること 1 承認を受けた産地連携構想に沿った取組であること 2 産地連携構想の承認初年度の取組であること	1/2以内	複数産地が連携した新たなサプライチェーンの構築に向けた以下に掲げる経費 1 産地連携の仕組みづくりの検討等に係る経費 2 取引先との交渉等に係る経費 3 商談会出展等に係る経費 4 労働力や配送の共同化等に係る経費 5 その他目的達成のために必要な取組について農業振興事務所長等が認める経費
2 産地連携サプライチェーン整備事業	多様な出荷形態に対応するために必要な機械・施設の導入に要する経費を助成する。		以下の要件を全て満たすものであること 1 承認を受けた産地連携構想に沿った取組であること 2 原則として、産地連携サプライチェーン推進事業と一体となって取り組むものであること。ただし、産地連携サプライチェーン推進事業を実施せず、自主的に同様の取組を行う場合にあっては、この限りでない。	施設 4/10以内 機械 1/3以内	1 一次加工機械（洗浄機、皮剥き機、カット機、冷凍機、結束機、パッケージ機等） 2 貯蔵等施設（貯蔵施設、冷蔵施設、冷凍施設、乾燥施設、キュアリング施設、貯蔵用コンテナ等） 3 その他目的達成のために農業振興事務所長等が特に必要と認める機械・施設

※1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯ではない3名以上の者で構成する法人をいう。

3) 法人化している経営体又は5年以内の法人化を目指す経営計画を策定する経営体に限る。